

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により土浦・阿見都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 13 日

阿見町長 千葉 繁



記

1 都市計画の種類  
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域  
(1) 阿見町

ア 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

阿見町大字吉原字茱萸ヶ作，字腰巻及び字水堀の各一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下，容積率 200%以下

イ 準住居地域

(ア) 追加する部分

阿見町大字吉原字牛頭座の各一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下，容積率 200%以下

(ウ) 削除する部分

阿見町大字吉原字茱萸ヶ作，字腰巻及び字水堀の各一部

ウ 準工業地域

(ア) 削除する部分

阿見町大字吉原字牛頭座の一部

3 都市計画の縦覧場所

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号 阿見町役場 2 階 産業建設部都市計画課

土浦・阿見都市計画用途地域の変更(阿見町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

上段:変更前

下段:変更後

(阿見町)

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居 専用地域	約 379 ha 約 121 ha	8/10 以下 10/10 以下	4/10 以下 5/10 以下			10m 10m	割合
小 計	約 500 ha						約 35.9%
第二種低層住居 専用地域							割合
小 計	約 — ha						約 — %
第一種中高層住 居専用地域	約 3.9ha 約 61 ha	15/10 以下 20/10 以下	5/10 以下 6/10 以下				割合
小 計	約 65 ha						約 4.7%
第二種中高層住 居専用地域							割合
小 計	約 — ha						約 — %
第一種住居地域	約 187 ha 約 188 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 187 ha 約 188 ha						約 13.4% 約 13.5%
第二種住居地域	約 39 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 39 ha						約 2.8%
準住居地域	約 68 ha 約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 68 ha 約 68 ha						約 4.9% 約 4.9%
田園住居地域							割合
小 計	約 — ha						約 — %
近隣商業地域	約 6.0ha	20/10 以下	8/10 以下				割合
小 計	約 6.0ha						約 0.4%
商業地域	約 5.5ha	40/10 以下	8/10 以下				割合
小 計	約 5.5ha						約 0.4%
準工業地域	約 203 ha 約 202 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 203 ha 約 202 ha						約 14.6% 約 14.5%
工業地域	約 50 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 50 ha						約 3.6%
工業専用地域	約 269 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 269 ha						約 19.3%
合 計	約 1,392 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

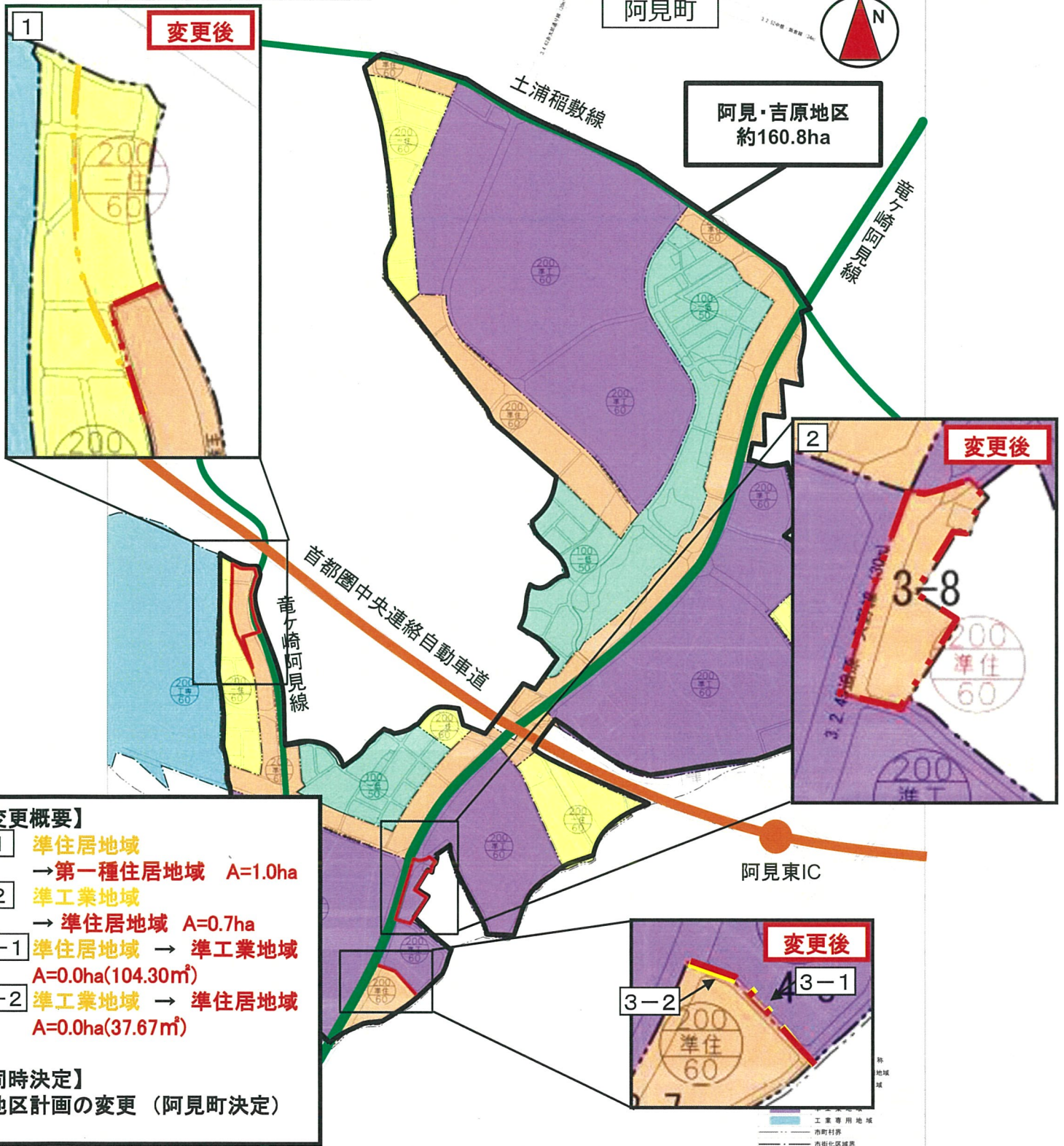
※面積 10ha 以上の箇所は、各々整数値に修正

【理由】:阿見吉原土地区画整理事業の事業進展に併せ、土地利用計画の一部変更があった西南工区について、将来の土地利用や幹線道路の配置等を勘案し、本案のとおり用途地域の変更を行い、秩序ある市街地の形成を図るものである。

# 概要図

# 土浦・阿見都市計画用途地域の変更(阿見町決定)

阿見吉原地区 用途地域計画図



### 【変更概要】

- 1 準住居地域 → 第一種住居地域 A=1.0ha
- 2 準工業地域 → 準住居地域 A=0.7ha
- 3-1 準住居地域 → 準工業地域 A=0.0ha(104.30㎡)
- 3-2 準工業地域 → 準住居地域 A=0.0ha(37.67㎡)

### 【同時決定】

・地区計画の変更 (阿見町決定)

### 【変更理由】

阿見吉原土地区画整理事業の事業進展に併せ、土地利用計画の一部変更があった西南工区について、将来の土地利用や幹線道路の配置等を勘案し、本案のとおり用途地域の変更を行い、秩序ある市街地の形成を図るものである。

### 凡例

	変更後(新たな用途界)
	変更前(用途界から除外)